令和 4 年度 佐野市行政経営方針

令和4年2月

佐野市

目 次

1	. 行政	な経営方針策定の目的	1
2	. 行政	双経営の基本方針	1
	(1)	効率的な行政経営	2
	(2)	持続可能な財政運営	2
	(3)	職員の能力向上	2
	(4)	市民との協働	2
0	人工		0
3		14年度の取組	
		事務事業の重点化と抜本的な見直しの推進	
	(2)	総合計画を推進する組織編成	3
	(3)	受益者負担の適正化	3
	(4)	市有施設の適正配置の推進	3
	(5)	民間活力の導入	3
	(6)	決算状況を反映した予算編成	3
	(7)	新たな財源確保の推進	3
	(8)	職員の育成と人事管理	4
	(9)	協働による自治の推進	4
	(10)	まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な推進	4
4		「施策の選定と各施策の取組方針	
	(1)	重点施策	5
	(2)	各施策の取組方針	6

令和 4 年度 佐野市行政経営方針

1. 行政経営方針策定の目的

本市は、第2次総合計画の将来像「水と緑にあふれる北関東のどまん中 支え合い、人と地域が輝く交流拠点都市」の実現、また第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に向け、これまでの成果を引き継ぎながらまちづくりに取り組んでいる。

近年、異常気象による大規模災害が全国各地で頻繁に発生しており、今年度も大雨や台風等が各地で大きな被害を引き起こした。本市においては、令和元年東日本台風により河川の氾濫等が発生し、市内各地にかつて経験したことのない甚大な被害がもたらされたことをはじめとして、自然災害が毎年のように発生している。

また、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症は、変異株の出現により国内外でのさらなる 感染拡大を巻き起こしている。本市においては、現在、ワクチン接種や検査等の感染拡大防止に 全力を挙げているが、収束の見通しは立っておらず、市民生活や事業活動等への影響が長引く中 で、発想や行動のさらなる転換が求められている。

今後も新型コロナウイルス感染症による影響を注視し、様々な対策を講ずる必要があり、国の令和3年度補正予算とも呼応して対応を図る必要がある。本市の財政状況は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」においては健全段階を維持しているものの、非常に厳しい財政運営を迫られている。このような中にあっても、頻発する災害への備えとして、防災・減災、国土強靭化への取組が急務となっている。

こうした困難に直面し、価値観が変化する今だからこそ、デジタル技術・未来技術を活用した スマートシティの未来展望を描くとともに、第2次総合計画中期基本計画及び第2期まち・ひ と・しごと創生総合戦略に基づく20年後、30年後を見据えた施策を展開し、地方創生の成果 を挙げるため、行政経営方針を次のとおり示すものである。

2. 行政経営の基本方針

第2次総合計画中期基本計画のまちづくりの基本理念である「進化する佐野市」、「選ばれる佐野市」の実現、各施策の目標の達成に向け、行政評価制度を活用し、計画と予算・決算、組織編成、人事管理・人材育成との連動を図るとともに、協働による自治を推進し、将来にわたる持続可能な行政経営を推進する。

また、今後も新型コロナウイルス感染症及び災害への迅速かつ柔軟な対応を継続しなければならないことから、事務事業の抜本的な見直し等を行い、市民や事業者等の安全・安心のための財源を確保することとする。

(1) 効率的な行政経営

業務改善計画を推進し、人と財源の再配分を実現することで社会情勢に見合った適正な行政サービスの提供に努めるとともに、受益者負担の適正化を図り、市民の費用負担の公平性を確保する。また、市有施設適正配置計画に基づき施設の将来更新費用の縮減を図る。

あわせて行政評価システムの適切な運用による事務事業の検証や見直しに加え、ICTの活用による事務の効率化に努める。

(2) 持続可能な財政運営

歳入について、国の見込みでは、令和3年度と同水準の一般財源総額を確保するとしているが、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響に留意する必要がある。一方、歳出については、社会保障関連経費が毎年度増加しており、経常収支比率も悪化傾向で推移し、財政の硬直化が進んでいる。そのような中において、収束が見通せない新型コロナウイルス感染症や老朽化が進んでいる市有施設への対応、防災・減災、国土強靭化やデジタル化の加速といった新たな課題への取組が必要である。

そこで、行政評価システムを活用した施策別枠配分方式予算編成を実施し、さらなる歳入の確保や事務事業の整理・統合などの歳出削減による効果を、時代に即した事務事業の実施や様々な課題への取組に活用するなど、一般財源のより効果的・効率的な配分を行い、持続可能な財政運営を推進する。

(3)職員の能力向上

地方分権、地方創生の時代に即した能力・姿勢の向上に向け、職員人材育成基本方針に基づく職員の能力開発や意識改革を図り、時代や環境の変化に適切、迅速かつ柔軟に対応できる職員を育成するとともに、職員の能力を最大限に発揮させるための適正な人事管理を行い、さらには働き方改革の推進による職場環境の充実に努める。

(4) 市民との協働

協働への理解と市民活動への参画を促進するとともに、市民、町会、市民活動団体、事業者、 行政がそれぞれの強みを生かした適正な役割分担と連携により、地域活動の充実へ向けた取 組と地域課題の解決に柔軟に対応できるよう、協働による自治を推進する。

3. 令和4年度の取組

行政経営の基本方針に基づき、令和4年度は以下の取組を行う。

(1) 事務事業の重点化と抜本的な見直しの推進

行政評価を活用した施策・基本事業評価結果や事務事業優先度評価結果等に基づき、施策の 目的・目標を達成するために必要な事務事業を選定する。

業務改善計画に基づき、事務事業の抜本的な見直しや廃止等を積極的に実施し、事務事業の選択と集中を推進する。

(2)総合計画を推進する組織編成

社会経済情勢の変化に対応し、総合計画に掲げる施策を機動的に推進するとともに、新たな行政課題、多様な市民ニーズに柔軟に対応するため、効率的・効果的に行政サービスが提供できる組織体制の整備を行う。

(3) 受益者負担の適正化

受益者負担の適正化に関する指針に基づき、抜本的な見直しを行う。

(4) 市有施設の適正配置の推進

市有施設適正配置計画に基づき、各施設の見直しの方向性に沿った具体的な取組を推進する。

(5) 民間活力の導入

業務改善計画及びPPP/PFI手法導入優先的検討方針に基づき、効率的・効果的な施設整備や行政サービスの提供につながるものについて、民間委託等の導入を積極的に推進する。

(6) 決算状況を反映した予算編成

決算状況、財政分析指標及び行政評価システムにおける施策評価に基づき、施策別枠配分方式を活用した予算の選択と集中により、歳入に見合った歳出予算構造への転換を図る。

(7) 新たな財源確保の推進

ふるさと納税の利用者及び寄付額が全国的に増えていることから、返礼品を拡充し、寄付額の増加を図る。

また、市有施設の命名権(ネーミングライツ)等による取組を推進するとともに、クラウドファンディング等の新たな税外収入の確保に向けた調査研究を進める。

(8) 職員の育成と人事管理

職員人材育成基本方針に基づき、時代や環境の変化に適切、迅速かつ柔軟に対応できる職員を育成するため、各種研修を実施する。

人事配置については、自己申告制度の活用を図るとともに、さらなる女性職員の職域拡大 や管理職への積極的な登用を図る。また、人事評価を職員の任用の基礎資料として活用し、 適正な人事管理を進める。職員数は、第2次定員適正化計画に基づき削減を図る。

職員の在宅勤務をはじめとする柔軟な勤務体制の確保による新型コロナウイルス感染拡大防止対策を推進する。また、メンタルヘルス対策や長時間労働の是正、休暇取得の推進などの働き方改革を推進するとともに安全衛生体制の充実を図り、働きやすい職場づくりに努める。

(9)協働による自治の推進

ボランティア活動、市民活動への参画と協働への理解促進を図り、活動の新たな担い手の 発掘、人材育成を行う。

新規及び既活動中の市民活動団体への支援と連携により、協働可能な事業の推進を図る。 地域担当職員制度の活用を含め、町会等に対し支援を行い、それらとの協働により地域課題の解決に取り組む。

(10) まち・ひと・しごと創生総合戦略の積極的な推進

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に定めた数値目標及び各KPI(重要業績評価指標)の達成に向け、効果的に事業推進を図るとともに、国の地方創生関連交付金を最大限活用し、本市の地方創生の深化を図る。

4. 重点施策※1の選定と各施策の取組方針

第2次総合計画中期基本計画政策体系に定める40施策において、政策会議における施策優先度評価*2により、成果向上及び人口減少の克服と地域活力の向上を図るために重点的に取り組む必要があるものと判断された次の8施策を令和4年度の重点施策として選定した。

また、施策ごとに取組方針を示し、これに基づいた事務事業の運営を行うこととする。

- ※1 総合計画及び地方創生を推進するために取組を強化すべき施策のこと
- ※2 各施策と市長市政公約、地方創生、コンパクトシティ及びスマートシティ等との関連性を検証するもの

(1) 重点施策

- ① 活力ある商業・鉱工業の振興
- ② 企業誘致の促進
- ③ 地域医療体制の充実
- ④ 感染症対策の推進
- ⑤ 豊かで健やかな長寿社会の実現
- ⑥ 特色ある教育と心の教育の推進
- ⑦ 消防・防災体制の充実・強化
- ⑧ デジタル技術の活用と普及

(2) 各施策の取組方針

政策会議で協議、決定した各施策の取組方針は、以下のとおりである。

施策名	取組方針
活力ある商業・鉱工 業の振興 (重点施策)	 ・コロナ禍による事業者の廃業、休業等が懸念されることから、各種補助制度等を活用し、適切な事業者支援のための対策を実施する。 ・事業者が利用しやすい市制度融資を継続し、事業資金の円滑な借り入れを支援する。 ・関係機関や市内事業所等と連携を図り、求人情報、UIJターン就職のマッチング、求職者の人材育成、地域内企業の新分野進出、生産性向上などに取り組む。 ・遊休不動産を活用したサテライトオフィスやコワーキングスペース等の設置を支援し、民間事業者の新たな働き方を促進する。 ・各種セミナー等の開催により創業希望者を発掘するとともに、空き店舗やシェアオフィス等を活用した起業促進支援策に取り組む。
企業誘致の促進 (重点施策)	・民間事業者による市内へのサテライトオフィス等環境整備の充実を図るとともに、本市で行うサテライトオフィス誘致に向けた事業を実施する。 ・出流原PA周辺総合物流開発、国道50号沿線開発構想以外の候補地についても産業用地の開発可能性を検討する。 ・国道50号沿線開発(西側エリア)については、関係機関との調整を踏まえ、事業内容を精査する。 ・工場用地バンク制度を見直し、産業系以外の用途や面積要件等の緩和を検討する。
出流原 P A 周辺開 発の推進	 ・出流原PA周辺総合物流開発整備Aゾーン区域内の用地取得を進める。また、出流原PA周辺総合物流開発構想を基に、国際的な防災拠点の創設に向けた今後の方向性及び防災関連企業等の誘致など、方針の策定に向けた検討を行う。 ・佐野インランドポートの安定運営を推進するとともに、施設の拡張に向けた検討の準備を行う。 ・(仮称) 出流原PAスマートインターチェンジの整備を完了し、供用を開始する。
中心市街地及び地域市街地の活性化	 ・中心市街地、地域市街地の空き店舗調査を実施し、各団体等と連携の上、地権者の意向確認、利用希望者とのマッチングを進める。 ・市道佐野57号線道路改良事業は、用地買収と物件補償を進め、駅南公園西土地区画整理事業は、建物等の移転・補償、工事を進める。 ・株式会社足利銀行佐野支店跡地は、民間活力による整備のための準備を進める。 ・コンパクトシティの実現に向け、まちなか賑わい創出のための新たな方策を定め、具体的な対策を実施する。

施策名	取組方針
都市型農業の推進	 ・各種補助事業を活用し、高収益作物等(スカイベリー、加工・業務用含む露地野菜)の作付拡大や品質の向上、作業の効率化を図るため、ICT技術の導入を推進する。 ・JA佐野や栃木県安足農業振興事務所等と連携し、農産物の地産地消や6次産業化等への取組を支援する。 ・新規就農塾、農業次世代人材投資資金等の活用により、新規就農を促進する。 ・馬門地区、赤城地区の農地整備事業の計画的実施や用排水路の整備等、基盤整備を推進する。 ・人・農地プランに基づき、農地中間管理権や利用権の設定を行い、担い手への農地集積を推進する。 ・農業委員会や農業公社と連携して耕作放棄地の解消に取り組む。
中山間地域の活性化	・電気柵や侵入防止柵の設置支援や有害鳥獣の捕獲を継続するとともに、生息区域が拡大傾向にあるニホンザルによる被害防止のため、補助金を活用した大型捕獲檻の設置を進める。 ・野生生物との共生について、関係機関との連携を図り調査研究を行う。・ヤマビルによる人への被害を防止するため、リーフレットの配布及び注意喚起看板による周知を行うとともに、生息域の拡大の要因であるイノシシ・シカ等の駆除を行う。 ・中山間地域のむらづくり団体等に対し、国・県・市の各種支援制度を積極的にPRし、コミュニティの維持と活性化に係る活動を促進する。 ・「地域おこし協力隊」制度を活用した地域おこしや、中山間地域の魅力を発信することにより、都市住民との交流を図る。 ・森林の適切な経営や管理を図るため、「森林経営管理制度」による意向調査や経営管理権集積計画の作成を行い、林業経営体への再委託や市による間伐を推進する。 ・林道については、老朽化した施設や法面の風化が進んでいる箇所の改良工事を実施する。
ひとを集める観光戦略の展開	 ・「新しい生活様式」に沿いながら、栃木県や近隣市町及び観光協会と連携して広域的で効果的な観光情報の発信に取り組む。 ・両毛ムスリムインバウンド推進協議会を中心に企業や地域と連携し、インバウンド受入態勢の充実に取り組む。 ・コンベンション事業及びフィルムコミッション事業の推進を図る。 ・観光ボランティアガイドの活用促進を図るため、養成講座や視察研修等を通して「おもてなしの心」の醸成と観光ボランティアガイド育成・増員に努める。 ・観光地域づくりを行うための観光地域づくり候補法人(候補DMO)と連携し、観光誘客の仕組みづくりに取り組む。

施策名	取 組 方 針
魅力ある観光資源の開発と整備	 ・指定管理者と連携し、「新しい生活様式」に沿った安全で快適な観光施設の環境整備に努める。 ・観光資源の磨き上げと近隣自治体やスポーツ、産業及び文化分野との連携による魅力的な観光ルートの開発に取り組む。 ・マーケティングを通じて新たな特産品・名産品の開発・商品化に取り組む。 ・国際化対応看板を含む案内看板の整備を図る。 ・市有観光施設の利用者ニーズを把握し、体験メニューの充実を図り、リピーターの増加に取り組む。
スポーツツーリズ ムの推進	・感染状況に応じた施設の利用を図るとともに、ツーリストに対しても必要な情報を発信する。 ・クリケット場の維持管理や運営の手法、旧田沼高校の校舎や体育館等の利活用等を含め、国際クリケット場等の将来像を検討する。 ・スポーツボランティアが活躍する場を拡大するとともに、スポーツボランティアの魅力を発信し、大会・イベント等を実施するスポーツ団体とボランティアを結ぶ制度を構築する。 ・いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会に向けたより一層の機運の醸成と実施体制の確立を図る。
生涯スポーツ・競技スポーツの振興とスポーツ環境の整備	・感染症対策を施したスポーツ施設を提供し、広く市民が参加できるスポーツイベントを実施する。 ・スポーツを通した健康づくり事業(健康づくりスポーツ教室、健康体操の普及、相談事業等)に取り組む。 ・スポーツ医科学センター設立に向け、関係機関との調整を図り、方向性を決定する。あわせてアスリートへのサポートのあり方も検討する。 ・ジュニア選手育成と指導者育成事業を継続して実施する。また、中学校部活動への指導者派遣制度を創設する。 ・指定管理者へのモニタリングを強化し、適正な管理運営を行うほか、計画的な施設の整備改修を検討するため、長寿命化計画の検討とPFI事業等の先進地事例を調査研究する。
文化芸術活動の推進	・学校や指定管理者と連携し、市民へ文化芸術に触れる機会を提供するとともに、特に次代を担う子どもたちへ、身近な伝統文化や地域の芸術家との関わりを持つ機会の充実に努める。 ・市民の文化活動や各種団体を統括する組織である文化協会と連携し、佐野ケーブルテレビを活用した文化祭の開催等、活動を支援する。また、公益財団法人佐野市民文化振興事業団との共催等、官民連携事業を実施する。 ・特色ある地域資源である「天明鋳物」に関係する事業を継続して実施し、鋳物のまちづくりを進める。また、地域の伝統芸能について、世代間での交流活動を推進することで、後継者の育成につなげる。 ・文化会館のリニューアルについて、実施方針を確定する。また、吉澤記念美術館は開館20年となるため、記念の展示会を開催する。

施策名	取組方針
歴史・文化資源の保存と継承	 ・唐沢山城跡二の丸における緊急を要する石垣整備を進める。 ・歴史・文化資源の継承に係るボランティアなど人材の確保を図る。 ・唐沢山城跡ガイダンス施設整備に向けた検討を進めるとともに、石垣整備等に関する情報を発信する。 ・唐沢山城跡事業の進捗に応じて「(仮称)歴史文化基本構想」策定を検討する。 ・天明鋳物生産用具の国指定重要有形民俗文化財を目指した取組を推進する。 ・歴史・文化の理解を図るため、各種企画展や講演会等の実施により、郷土博物館、葛生化石館、葛生伝承館の利用を促進する。 ・郷土の歴史・文化資源に対する理解を図るため、郷土博物館について小学校の学校利用を促すとともに小中学校への出前講座を実施する。 ・郷土博物館の企画運営について、指定管理の検討を開始する。
都市ブランド戦略の推進	 ・SNSやその他情報発信の効果の高い媒体の活用について研究する。 ・インスタグラムを活用した市民参加企画を実施する。 ・市民が誇りをもてる情報、魅力を整理、発掘するとともに、その情報発信方法について検討する。 ・「さのまる」公式ツイッター、動画配信等を活用し、本市の魅力や特色を発信する。 ・「さのまる」の運用及び「さのまるの家」の運営について今後の方向性を検討する。 ・本市の話題を集約し、佐野ブランド大使等と共有を図り、広く発信する。 ・さのブランドの認知度向上を図るため、さのブランド認証事業者協議会の定期的な開催とプロモーション企画検討の支援を行う。 ・シティプロモーション推進本部会議における専門チームを活用し、市内外へ発信する情報を集約し、積極的な発信を行う。
移住・定住の促進	・郷土愛醸成につながる事業の創設に取り組む。 ・若年女性の転出超過の緩和策を検討・推進する。 ・移住定住ポータルサイトの充実に加え、様々な媒体を活用して閲覧のきっかけづくりを推進する。 ・佐野市の魅力を項目ごとにまとめたPRや二地域居住がしやすい環境のPRなどにより、住みやすい佐野市というイメージの定着に取り組む。 ・関係・交流人口の創出・拡大に取り組むとともに、関わりを深められる仕組みづくりを行う。 ・「佐野ら一めん予備校」の受入態勢の充実により移住者数の増加を図る。 ・東京圏通学・通勤者支援事業(奨励金)について電車利用者への拡充を検討する。

施策名	取 組 方 針
心と体の健康づくりの推進	・健康づくりへの意識を向上させるため、健康マイレージ事業の推進、 広報さのでの啓発、各種健康教室・健康相談での勧奨に努めるととも に健康長寿佐野づくり推進条例の制定に向け、課題の整理を行い、素 案を作成する。 ・健診(検診)受診率を向上するため、関係部署と協議しながら受診勧奨 事業の改善に取り組む。 ・各庁舎に予想最高気温を表示できるパネルの設置や、防災メール等を 活用することで、熱中症予防の啓発を行う。 ・佐野歯科医師会と連携し、歯及び口腔の健康づくりを啓発する。 ・孤立・孤独を防ぐため、悩んでいる人に寄り添い、適切に関わること ができるゲートキーパーを養成する。
地域医療体制の充 実 (重点施策)	 ・栃木県、佐野市医師会、佐野歯科医師会及び佐野市薬剤師会と連携し、かかりつけ医の普及啓発を強化する。 ・市民病院を運営する法人に、民間譲渡に関する基本協定に基づく支援を行う。 ・中山間地域の住民が身近なかかりつけ医を持ち、安心して医療が受けられるよう、国民健康保険診療所の安定運営を推進する。 ・救急・高度医療体制の充実をはかるため、市内救急医療機関への支援を継続する。 ・佐野市医師会及び佐野歯科医師会との連携し、地域医療の在り方やニーズについて協議する。また、市内医療機関と、先進技術の導入による省力化や、夜間医療の体制強化について協議する。 ・佐野准看護学校への支援を継続し、人材確保に努める。
感染症対策の推進 (重点施策)	 ・多種多様な媒体を活用し、感染拡大防止の取組を市民や事業者などに積極的に情報発信し周知する。 ・事業所等における感染症対策や感染者が判明したときの感染拡大防止を支援する。 ・発熱時に受診できる医療機関や、ウイルス検査が受けられる医療機関等の拡充が図られるよう支援する。 ・感染症のワクチン接種が受けやすい体制づくりを推進する。 ・未知なるウイルスが発生した際の体制整備を図る。

施策名	取 組 方 針
こどもの健やかな成長と子育て支援	 ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が連携を強化し、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて支援を行う。また、とちぎ結婚支援センターと連携し、結婚を支援する。 ・こども医療費助成の対象を高校3年生までに拡大するとともに、地域子育て支援拠点において、子育で中の親子の交流、子育でについての相談、情報の提供等を行う。 ・男性が育児に参加しやすく、女性が社会復帰しやすい環境づくりを行うため、企業等に対し、出産・育児における男性参加を啓発する。 ・産後うつを予防するため、産後ケアに取り組む市内医療機関を確保する。 ・各種乳幼児健康診査未受診者への勧奨の強化に取り組む。 ・児童虐待の早期発見・早期対応をするため啓発活動を行うとともに、要保護児童対策地域協議会を活用し関係機関との連携を強化し、適切な養育が行われるよう保健師等による専門的相談支援や家事援助を行う。また、子ども食堂と連携し、相談対応中の家庭にある子どもに居場所を提供し、自己肯定感を高めることで子どもの健全育成に努める。 ・就労等に関する情報提供や支援の充実を図り、ひとり親の自立を支援する。
子育てしやすい環境の確保	 ・石塚・吉水保育園統合民営化の新園を開園するほか、赤坂保育園民営化事業者による園舎建設等の進捗状況を管理する。また、引継ぎ保育を実施するとともに、ときわ保育園の閉園に向けた準備を進める。 ・保育士への研修等を充実させ、すこやか保育(発育発達個別支援)の充実を図る。 ・保育士不足の解消のため、養成機関等へ保育士としての就労の働きかけを行う。 ・第2子以降保育料の無償化を開始する。 ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が連携を強化し、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて支援を行う。 ・犬伏小学校区、葛生義務教育学校区の放課後児童クラブ(こどもクラブ)を整備する。また、植野小学校区に対応する放課後児童クラブ(こどもクラブ)の実施設計を行う。 ・多様な利用者ニーズに対応できる民立放課後児童クラブへの運営委託を行う。 ・放課後児童支援員を養成し、保育の人材確保及び質の向上を図るほか、ICT化により、クラブ運営の効率化を図る。 ・こどもの国や児童館で実施するイベント内容や周知方法の見直しを行い、来館者の増加を図る。 ・保育施設の適正運営のため、保育施設への巡回指導ができる職員を確保する。

施策名	取 組 方 針
豊かで健やかな長 寿社会の実現 (重点施策)	 ・「(仮称)シニア地域デビュー条例」の制定や地域で高齢者を支える団体等を支援することで、高齢者の社会参加を支援し生きがいづくりを促進する。また、ふれあいサロンや高齢者生きがい活動の参加人数の増加を図る。 ・高齢者在宅福祉サービス事業の見直し結果を検証し、今後の方向性を検討する。 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組むとともに、介護予防教室の参加人数の増加を図る。また、包括支援センターの人員確保を支援する。 ・介護サービスの安定的な提供体制を維持するとともに、介護人材の定着のため、介護事業所実地指導の際に介護職員処遇改善加算の取得について指導、支援を行う。また、介護に関する入門的研修会を開催し、介護職への参入促進を図る。 ・後期高齢者の健康診査の受診率向上を図るため、積極的な啓発を行う。
障がい者の社会参 加と自立の推進	 ・障がい者一人ひとりの日常生活上の課題の分析に基づき、障がい福祉サービスの適正な提供を行う。 ・介護者の急病等のために在宅での生活に支障をきたすことが予想される精神障がい者を支援するため、一時的な入所を受け入れるための体制整備について、障がい者施設と協議する。 ・商業施設内のイベントスペース等を借用し、障がい特性の理解や障がい者差別の解消に向けた啓発イベントを開催する。 ・聴覚障がい者に対する意思疎通を支援する手話通訳者などを養成するため、各種奉仕員養成講座を開催し、ボランティア活動への働きかけを行う。 ・事業者に対して障がい者雇用促進の啓発を行うとともに、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所などを活用しながら、障がい者の就労を支援する。 ・ひきこもり当事者やその家族を支援するため、ひきこもり相談の体制整備を行う。
地域福祉の推進と生活保障の確保	 ・地域福祉を推進するため、民生委員児童委員の活動や社会福祉協議会の運営を支援するとともに、成年後見制度についての研修会を開催するなど制度の周知を図る。 ・避難行動要支援者制度の周知・啓発を行い、避難行動要支援者の個別計画の作成に同意する方の割合の向上を図るとともに、計画作成における福祉専門職等の参画に向けて関係機関と協議を行う。 ・国民健康保険制度を安定して運営するため、保険給付費の適正化及び、重症化予防等の保健事業に取り組む。 ・日本年金機構と連携し、国民年金制度の周知・啓発に取り組む。 ・生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業を実施するとともに、生活困窮世帯の中学生の学力向上や高校進学に向けた学習支援事業を実施する。 ・生活保護制度の適正な運用を図るため、ジェネリック医薬品の使用や早期受診・早期治療を啓発し、医療扶助の削減を推進する。 ・ハローワークと連携し、生活保護世帯の自立に向けた就労支援を行う。

施策名	取組方針
特色ある教育と心 の教育の推進 (重点施策)	 ・学力と体力向上に向けて、各学校の「一校一改革・一挑戦」の取組を小冊子化して各校長に配布し成果を共有する。 ・学力と体力向上に向けた学校訪問等により、教職員に適切な指導助言を行う。 ・英語の教科化等に伴う教職員対象研修の充実を図る。 ・小中一貫教育推進ブロックの取組状況を報告してもらい、成果を市立学校全体で共有するとともに、葛生義務教育学校の教育内容を確定する。 ・さわやか指導員の効果的な活用を図る。 ・合理的配慮の提供に関するアンケートを学校を対象として実施し、実態を把握する。 ・GIGAスクール構想の実現に向け、ICT活用に関する教職員対象研修の充実を図る。 ・継続的な校務の見直しにより、時間外勤務の縮減を図ることで、教職員の働き方改革に取り組む。 ・キャリアパスポートの活用や、体験活動の導入などによりキャリア教育を進める。 ・市内在住の学生又は生徒の資格取得に対する支援を開始する。 ・「(仮称)公私教育連絡協議会」を設置し、公立私立の教職員が交流する
安全で安心して学べる教育環境の整備	・佐野市全体の教育力向上を図る。 ・佐野市立小中学校適正規模・適正配置基本計画(後期計画)に基づく 小中一貫校の整備を推進する。 ・葛生義務教育学校開校に向けた移転を円滑に実施する。 ・適正規模・適正配置基本計画(後期計画)を見据えた個別施設計画の 修正・検討及び危険箇所の早急な修繕を実施する。 ・学校給食における安全管理を徹底する。 ・治食費の納付について、電子メール配信システムを活用した保護者へ の事前周知などにより、収納率向上を図る。 ・通学路の安全確保、登下校時の見守り活動等のボランティアの確保、防犯対策の取組を引き続き実施する。 ・教室の空調設備の使用、消毒設備の設置により、熱中症や新型コロナウィルス感染症対策を実施する。 ・奨学金貸付制度の見直しなどを継続的に検討する。 ・GIGAスクール構想の実現に向けて、電子黒板を含む大型提示装置 の配備状況を調査し、実態に基づく整備計画を作成する。

施策名	取組方針
生活を豊かにする生涯学習の推進	 ・幅広い世代が生涯学習に取り組めるよう、様々な学習メニューを企画し、広報さのや市ホームページ、佐野ケーブルテレビ等の媒体を利用して情報を発信する。 ・人材育成や学習成果を発表・還元する機会の充実を図り、学習成果を活かす取組を地域社会に貢献できる人材育成につなげる。 ・類似する事業を統合し、市民の学習ニーズを把握しながら各種講座の充実を図る。 ・青少年を対象とした体験的な学習活動を実施するとともに、青少年の健全育成のための学習活動を実施している青年団体への支援を行う。 ・図書館・公民館等の生涯学習施設について、計画的に改修・修繕を行い、快適な学習の場の提供を行う。
教育を支える地域づくりの推進	 ・「いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめの未然防止や解決に向けた関係機関との連携について協議を行う。 ・学校・家庭・地域が連携した取組の推進や、スクールソーシャルワーカー等の効果的な活用を通して、いじめの予防、早期発見、及び認知したいじめの100%解消に努める。 ・家庭教育推進講座は、保護者のみならず、次世代の保護者となる世代等を対象とした講座開催を目指し、開催回数や受講者数を増やす。また、就学時健康診断や一日入学等において出前講座を開催し、多くの参加者への支援を行う。 ・「放課後子ども教室」において、地域の方々と児童との活動やふれあいを充実させる。 ・令和5年度に開校する葛生義務教育学校区の教職員に対する研修など、コミュニティ・スクール導入に向けた準備を進める。 ・児童生徒に対する「郷土愛の醸成」のため、地域人材を活用するなど仕組みづくりを行う。
消防・防災体制の充 実・強化 (重点施策)	 ・市ホームページや全戸配布チラシ等での周知に加え、自主防災会・町会等への防災講話等を積極的に実施するなど、防災意識を高める啓発活動をより一層促進する。 ・コロナ禍における災害発生による避難所開設に備え、感染対策用資機材の適正管理と使用方法の確認を行う。 ・避難指示発令時に避難行動が速やかに実施できるよう、市民に対しマイ・タイムラインの作成を促す。 ・実効性のある避難行動要支援者の個別避難計画策定に向け、関係部署・関係施設等との連携体制を構築する。 ・災害対応における技術センター部との連携体制を構築する。 ・消防団サポート店を増やし、団員の確保を図る。 ・震災時においても消防に必要な水利を確保するため、耐震性防火水槽を設置する。 ・救急救命士養成研修所への派遣及び学習支援を行い、2名の救命士増員を図る。 ・特定空家に該当する物件の認定とその所有者等の特定を進めながら、特定空家等の解消を図る。 ・普通河川については緊急自然災害防止対策事業計画に基づき、災害発生の予防又は災害の拡大を防止することを目的に改良を実施する。

施策名	取組方針
交通安全・防犯・消費者対策の推進	・警察や関係機関・団体等と連携し、総ぐるみによる交通安全運動及び対策を進める。 ・通学路をはじめとする生活道路等の危険箇所における安全整備を進める。 ・街路灯のLED化更新を進める。 ・出前講座に、新たに「防犯の話」を取り入れ、意識啓発を図るとともに、特殊詐欺撃退器の貸出を積極的に進める。 ・「(仮称)ながら見守り協力隊」を発足し、地域における見守り活動の普及に努めるほか、郊外等への防犯カメラの設置や再犯防止推進計画の策定を行う。 ・町会や学校、シニアクラブ等への出前講座や、広報さのや市ホームページ等の各種媒体を活用して、消費生活センターの役割等を周知する。 ・消費者教育推進計画に基づいた取組を行い、若年層の消費者被害を防止する。
快適で質の高い住環境の整備	・住まいづくりに必要な最新の情報を市ホームページ等を通して発信するとともに、関係各課・関係機関と連携し市産材の建築物への活用の促進に向けた取組について検討する。 ・長寿命化計画に基づく市営住宅の改修工事を実施するとともに、老朽市営住宅の統廃合・再編に向けた取組を進める。・空き家実態調査の結果をもとに、空き家の所有者に対し空き家バンク制度の周知を積極的に図り新たな物件の発掘を行う。・住宅・建築物の耐震化を促すため、広報さのや市ホームページ等による周知に加え、戸別訪問により積極的な普及啓発を行う。・生活道路の整備や維持管理を行うとともに、長寿命化修繕計画に基づき橋梁等の補修工事を行う。・秋山川3号雨水幹線の着手に向け関係部局との協議を進める。・(仮称)高萩中央公園の整備、公園施設の長寿命化計画に基づくトイレのバリアフリー化・水洗化を推進する。・公園施設のLED化更新を進める。
安全で安定した水の供給と生活排水の適正処理	 ・上水道のクリプトスポリジウム汚染対策として、閑馬浄水場における紫外線照射装置の整備を行う。 ・老朽管更新事業のほか、計画的な水道施設等の更新を進める。 ・上下水道序舎の建設を実施する。 ・上下水道事業の収益の確保と効率的な経営に努める。 ・生活排水施設(公共下水道・合併処理浄化槽)の令和7年度概成への取組を行う。 ・単独処理浄化槽及び汲み取り式から合併処理浄化槽への転換を図る。 ・浄化槽の適正な管理に伴う法定検査未受検者への対応を行う。 ・農業集落排水(常盤地区)の公共下水道への接続工事を進める。 ・公共下水道のストックマネジメント計画に関連する下水処理場(沈砂池ポンプ棟)の耐震工事を進める。 ・公共下水道のストックマネジメント計画に基づく中継ポンプ場(ポンプ等)の改築工事を進める。

施策名	取 組 方 針
施策名	以 私 力 並
都市機能を高める幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進	 ・市道1級1号線(都市計画道路3・4・201号高砂植下線)については、現在着手している区間の道路築造工事を完成させるとともに、次期整備区間の整備手法等について関係機関と協議、調整を行い整備を推進する。 ・栃木県が実施する道路整備については、要請に応じて支援・協力を行う。 ・新合・飛駒地域、三好・野上地域、常盤・氷室地域において、新合支所周辺、旧三好小学校周辺、常盤中学校周辺を核とした小さな拠点づくりの方向性を検討するとともに、地域における取組が活性化するよう先導的な支援を行う。 ・基本計画に基づき計画的に地籍調査を進める。 ・都市計画区域外における開発行為の動向の現状把握に努める。
公共交通網の整備	 ・都市機能及び居住の誘導を図るうえで必要となるネットワークの検討を進める。 ・既存の生活路線バスのデマンド運行等の活用を踏まえた公共交通空白地域の解消と利用促進を図る。 ・生活路線バスの料金体系見直しを含めた交通利便性向上策の検討及び生活路線バスを活用した義務教育学校通学用バスの運営体制の確立を図る。 ・交通事業者との連携による具体的な観光誘客の検討を進める。 ・感染防止対策につながるMaaS等(ICカード、QRコード決済、AI技術等を含むデジタル技術)を活用した交通サービス提供の検討を進める。 ・自転車活用推進計画の策定及び交通結節点の利便性向上に向けた検討を行う。
ごみの発生抑制と 資源の有効活用	・家庭ごみの有料化に向け、清掃事業審議会を立上げて実施手法等を検討する。 ・ごみ減量化・資源化の促進のため、町会でのごみ分別説明会の開催やごみステーションでの排出指導を実施することで、市民意識の啓発を行う。また、多量排出事業者に対し、ごみ減量化計画書の作成を促す。・家庭ごみに係る食品ロスの実態調査を実施する。・焼却灰のリサイクル処理について、塩分濃度を減少させる手法を検討する。 ・環境衛生委員協議会不法投棄部会と連携し、より効果的な不法投棄防止策を検討し実施する。 ・家電製品の解体を行っている違法事業者に対し、関係機関等と協力して指導を行う。 ・みかもクリーンセンター(一般廃棄物処理施設)の設置期間の延長について、地元3町会と本格的協議を進める。

施策名	取 組 方 針
良好な生活環境と豊かな自然環境の保全	 ・公害を未然に防止するため、河川水、地下水、自動車騒音等の定期的な観測・調査を行うほか、関係機関と連携した公害パトロールを実施し、事業所等への指導を行う。 ・地域の環境美化活動に取り組む団体を広報さのや市ホームページで紹介し、市民の環境美化活動への自主的な取組の拡大を図る。 ・「ごみ屋敷」の解消に向け、関係機関と協力し指導等を徹底して行う。 ・飲用水等給水施設整備費等の補助により、水道未普及地域への飲用水の安定確保に向けた支援を行う。 ・空き地の適正な管理、犬猫の適正飼養、野焼きの禁止等について、一層の啓発・取組を推進するとともに、苦情の原因者に対しての指導を強化する。 ・子供が興味をもち、夏休み等に参加しやすい自然観察会を企画・実施するほか、環境月間など機を捉えた広報・啓発を行う。 ・栃木県、近隣市等と連携し、特定外来生物による被害を最小限に抑える。 ・里山林の整備・維持管理について、活動団体への制度の周知や新規団体の掘り起こしを行う。
再生可能エネルギ ーの活用と省エネ ルギー対策の推進	 ・「ゼロカーボンシティ」を宣言し、広報さの、市ホームページ、講座、展示等を通して、再生可能エネルギー及び省エネルギーの普及啓発を図る。 ・「自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和条例」の周知を徹底するほか、施設の管理不十分な事業所へ指導し改善を図る。 ・省エネルギーへの関心を高めるため、「COOL CHOICE」の更なる普及啓発を図るほか、市民や事業者等とともに実施できる「アース・アワー」など新たな取組を進める。 ・地域から搬出される間伐材等を利用した木質バイオマス発電をはじめ、民間活力を活用した再生可能エネルギーの導入可能性について検討するとともに国の支援策を研究する。
市民と協働した地域づくりの推進	 ・市民活動を担う人材の発掘と育成を図るため、市民活動センターや市民活動団体と連携し児童生徒学生向けの啓発を行うほか、研修や講座を開催する。 ・市民活動センターや社会福祉協議会と連携し災害ボランティア活動推進条例の周知・啓発を行う。 ・市民活動参画支援事業や地域活性化支援事業を実施するとともにその後の活動を支援する。 ・市民活動センターと連携し市民活動の方向性に合わせた情報を発信する。 ・協働ガイドブックを作成するとともに、市民協働推進員制度を活用した協働事業を推進する。 ・地域担当職員制度内容の見直しを行う。 ・町会長連合会と連携し、町会運営の課題を抽出する。 ・市民活動モデル町会支援事業の周知により取組団体を増やすとともに、支援した活動の継続を促す。

施策名	取組方針
個々の人権を尊重 する地域社会の形 成と男女共同参画 社会の実現	 ・人権問題に対して市民の意識高揚を図るため、講演会や研修会の内容を精査し充実させていくとともに、人権教育と人権啓発活動を継続的に進める。 ・性的マイノリティの人権推進のため、パートナーシップ宣誓制度を導入する。 ・人権問題にかかる新たな知識の習得のため、運動団体へ研修会の案内や講座等の開催について助言や指導を行う。 ・運動団体や関係機関との連携により、相談員を確保し、身近で安心して人権相談ができる体制を維持する。 ・DV未然防止対策にかかる啓発を行うとともに、女性相談・DV相談を充実させ、DV被害者の早期発見・早期対応により被害者救済を支援する。 ・女性のキャリアアップ推進を図るため、研修会への参加支援や各種講座を開催する。 ・男女が共に仕事と子育てや介護等との両立ができるよう、事業所に対しワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境整備に向けた啓発を行う。
国際交流・地域連携の推進	・AI技術等を活用した翻訳ソフトの導入について検討する。 ・広報さの、市ホームページ、ツイッター等SNSを用いて、国際交流 協会事業を市民に広く周知し、協会との連携強化、交流機会の増加、 相互理解による国際感覚の醸成を図る。また、市内で活動する外国人 団体との接触と連携を図る。 ・他自治体や民間との協定を精査し、事業の趣旨に沿った新たな協定を 検討する。
市政情報の共有と広聴活動の充実	 ・広報紙について、優良とされる自治体の紙面の研究、本市における掲載情報の組替え等を行い、リニューアルに備える。 ・誰もが利用しやすい市ホームページとするため、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」をもとに目標設定及び評価手順の検討を行う。 ・SNS等について、対象を具体的に想定し、平時及び緊急時の情報発信のシミュレーションを行う。 ・パブリックコメントについて、WebやSNSを活用した意見聴取方法を考案する。
デジタル技術の活 用と普及 (重点施策)	 ・市民を対象としたICT活用のための講習会等の実施や、市ホームページ、SNSなどデジタル情報発信のさらなる充実を図る。 ・行政手続の現状把握を進め、マイナンバーカード利用に重点を置きながら可能な手続きから順次オンライン化を進めていく。 ・AIやRPAを始めとするデジタル技術の業務への活用やペーパーレス会議を推進し、業務変革や業務改善など内部事務の見直しを進める。 ・スマートセーフシティ構想に基づくスマートシティの取組を進める。 ※AI…人工知能 RPA…ロボットによる業務の自動化・効率化